

三和区だより

編集・発行 三和区総合事務所
上越市三和区井ノ口 444
☎ 025-532-2323

2026
7月25日号

三和区の人口 男 2,344 人(-3 人) 女 2,378 人(-5 人) 合計 4,722 人(-8 人) 世帯数 1,867(±0) ※令和 8 年 6 月末現在 () は先月との比較

《第 16 回えちご・くびき野 100 km マラソン ボランティアを募集します》

■担当：教育・文化班

上越市の一体感の醸成と地域の活性化を図ることを目的に隔年で開催している「えちご・くびき野 100 km マラソン」を本年 10 月 11 日(日)に開催します。今回で最後の開催です。

三和区内でレスト等の運営にご協力いただけるボランティアを募集します。おもてなしで三和区を全国にアピールしませんか。大勢の皆さんの応募をお願いします。

【募集期間】 7 月 27 日(日)から 9 月 11 日(金)まで

【募集人員】 一般ボランティア 5 人 (高校生以上)

※18 歳未満は保護者の承諾が必要です。

※町内会、各種団体へ募集依頼した団体ボランティアとの重複はできません。

※中学生は、別途中学校を通じて募集します。

【業務内容】

●レスト係

レスト（上広田会館）のテントでランナーへ食料や飲料水を提供します。

●応援係

レスト（上広田会館）付近で、ランナーに声掛けやメガホン等で応援します。

【従事時間】

●レスト係

14：30～18：00

●応援係

14：30～17：30

【応募方法】

住所、氏名、電話番号、協力できる業務をメール、電話、ファックスでお知らせください。

【申込み・問合せ先】

第 16 回えちご・くびき野 100km マラソン実行委員会三和区部会事務局
三和区総合事務所 教育・文化グループ TEL 532 - 4529 FAX 532 - 2623
sanwa-kyouiku.bunka.g@city.joetsu.lg.jp



《バス待合処を設置しています》

■担当：地域振興班

三和区総合事務所前バス停では、バスの待ち時間に猛暑や荒天を避けていただけるよう、三和コミュニティプラザ 1 階コミュニティホール内に「バス待合処」を設置しています。暑いときは無理をせず、お気軽に涼しいバス待合処をご利用ください。



問合せは、三和区総合事務所の各担当班へお願いします。(☎025-532-2323)

※時間外の電話転送について：平日は午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 30 分まで、土日・祝日における総合事務所への電話は市役所木田庁舎へ自動転送し、転送先の当直が対応します。

◇三和区だよりは、上越市ホームページでカラーでご覧になれます。 2026.7.25 三和区だより①

「三和地区公民館図書室から新着図書のお知らせ」

■担当：教育・文化班

【一般書】

- ・咲良は上手に説明したい！/滝沢 志郎 ・謎の香りはパン屋から/土屋うさぎ
- ・イン・ザ・メガチャーチ/朝井リョウ ・Instagram いちばんやさしい使い方ガイド/小倉 映美
- ・今さら聞けない 相続・贈与の超基本/古尾谷 裕昭

【児童書】

- ・ぼくのねこ/鈴木のりたけ ・ぐんぐんどやどや ざっそうぐんだん/まついつばさ
- ・せかいいちれいぎただしいかいじゅう ボンバルボンの おとどけもの/キューライス
- ・中学生から使える！ 東大女子のノート術 成績がみるみる上がる教科別勉強法/みおりん
- ・おいしいお米をつくりたい！ ゆうちゃん、小学生で農家に弟子入りしました/谷本雄治
- ・サンリオキャラクターズ ハッピー心理テスト/サンリオ
- ・54字の物語 未来/氏田雄介 ・みえないおしごと/とくながけい

【雑誌】

- ・ことりっぷマガジン Vol.49 2026 夏「ふらりと美しい風景に出会える場所」



土日祝日も開館しています。
本の予約や検索は、三和地区公民館事務室にお声がけください。
本のリクエストお待ちしております。
また、上越市立図書館の本の予約や受け取り、返却も可能です。
配送は毎週木曜日です。ぜひご利用ください。

三和地区公民館図書室 ☎ 025-532-4538

【開館時間】午前8時30分～午後5時15分

【休館日】12月29日～1月3日

「汚泥肥料エコポンを販売しています」

■担当：税・市民生活班

汚泥リサイクルパークで、し尿・浄化槽汚泥を原料とした汚泥肥料「エコポン」(15kg 入り)を1袋150円で販売しています。花や畑の肥料にご利用ください(町内会、老人会、小・中学校等は無料です)。
販売・問合せ…汚泥リサイクルパーク(上越市大字小泉 947)

電話 025-520-2088



上越市汚泥リサイクルパーク案内図



「家屋を取り壊したときは届け出を」

■担当：税・市民生活班

固定資産税は、毎年1月1日現在の固定資産所有者に課税されます。住宅や車庫・作業所などの建物を取壊したとき(一部分の取り壊しを含む)は、市職員が現況確認を行いますので、「家屋滅失届出書」を必ず提出してください。届け出がないと、引き続き固定資産税が課税されるので、注意してください。

また、登記した建物は、法務局で滅失登記の手続きも必要です。



問合せは、三和区総合事務所の各担当班へお願いします。

(☎025-532-2323)

三和区だよりは、上越市ホームページでカラーでご覧になれます。

2026.7.25 三和区だより②

左の二次元コードを読み取ると、三和区だよりのページに接続できます。